

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成26年3月28日

秋田県監査委員	工	藤	嘉	範
秋田県監査委員	中	田		潤
秋田県監査委員	大	山	幹	弥
秋田県監査委員	中	嶋	定	雄

以下、行政監査結果報告書全文記載

平成25年度

行政監査結果報告書

「貸付金に係る未収金の債権管理について」

平成26年3月

秋田県監査委員

目 次

第1	行政監査の概要	1
1	行政監査の趣旨及び監査テーマ	1
2	行政監査テーマの選定理由及び目的	1
3	行政監査の主な着眼点	1
4	行政監査の実施方法等	2
第2	行政監査の結果	3
1	事前調査結果の概要	3
2	監査対象	4
3	監査結果の概要	4
第3	貸付金別の結果と意見	7
第4	要望事項	7
1	延滞者の現状把握と債権回収に向けた取組の強化について	7
2	債権回収体制等の充実について	7
別紙1	課所別改善・検討事項一覧	8
別紙2	(貸付金別監査結果の概要)	9

第1 行政監査の概要

1 行政監査の趣旨及び監査テーマ

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、県の事務が法令、条例等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性が確保されているかなどについて実施するものである。

本県では、定期監査の結果等を踏まえて行政監査テーマを選定しており、平成25年度は、「貸付金に係る未収金の債権管理について」をテーマとした。

2 行政監査テーマの選定理由及び目的

本県の財政状況が依然として厳しい状況にある中で、平成24年度決算における一般会計及び特別会計に係る税外未収金は63億円余りに上っているが、公法上の債権である行政代執行分（約32億円）を除けば、その大半を貸付金に係る未収金が占めている。

そのため、貸付金に係る未収金の回収対策は、県行政の公平性や財源を確保する上からも重要な課題となっており、法令等に基づき適正に貸付事務が執行されているか、実態に応じた適切な債権管理事務が行われているかを検証し、今後の適切な債権管理に寄与することを目的に行政監査を実施した。

3 行政監査の主な着眼点

行政監査の主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 貸付債権の管理体制について

- ア 延滞発生時の対応
 - ・ 情報収集体制は整っているか
 - ・ 債権管理簿の整理等未収金の把握は十分か
- イ 督促・催告の状況
 - ・ 督促状の送付は適切か
 - ・ 適宜催告を行っているか
- ウ 連帯保証人への催告の状況
 - ・ 適宜行っているか
- エ 強制執行等の実施
 - ・ 適切に行っているか
 - ・ 事務処理手順は明確になっているか
- オ 不納欠損処分等の実施
 - ・ 適宜行っているか

(2) 貸付審査等について

- ア 借受者の返済能力の確認
 - ・ 経営分析は適切に行っているか、他債務の確認は十分か
- イ 外部専門家の意見聴取
 - ・ 外部専門家の意見を聴取しているか

- ウ 連帯保証人の保証能力の確認
 - ・相互保証を行っていないか
- エ 担保物権の確認
 - ・貸付額に比し十分な担保が設定されているか
- オ その他貸付審査事務
 - ・申請の受付から審査決定まで規程等にのっとり適切か

(3) 延滞解消に向けた体制整備について

- ア 全庁的な取組は十分か
- イ 延滞を解消する体制や取組が十分か
- ウ 債権管理に関する研修等は充実しているか

4 行政監査の実施方法等

(1) 実施方法

- ア 事前調査
事前調査は、平成24年度における貸付金に係る未収金の状況を把握するため、知事部局、教育庁、警察本部の各主管課に対して事前調査票により報告を求める方法で実施した。
- イ 予備監査
予備監査は、監査委員事務局職員が関係者の説明を求めるとともに、関係課所から事前に提出された行政監査資料や当該貸付金・未収金に係る関係書類を調査、確認する方法で実施した。
- ウ 監査
監査は、関係課所から事前に提出された行政監査資料等に基づいて、関係課所長から監査委員が説明を求める方法で実施した。

(2) 実施時期

- ア 事前調査
平成25年10月9日から同月23日まで実施した。
- イ 予備監査
平成25年12月3日から同月17日まで実施した。
- ウ 監査
平成26年1月23日に実施した。

第2 行政監査の結果

1 事前調査結果の概要

事前調査によると、平成24年度末現在の貸付金に係る未収金は、3,026,225,369円に上り、その内訳は一般会計が9,427,421円、特別会計が3,016,797,948円であった。貸付金別の状況は、次のとおりである。

- (1) 介護支援資金貸付金（一般会計）
未収金額：18,857円
担当課所：健康福祉部長寿社会課（債権管理）
※ 平成20年度貸付制度廃止
- (2) 母子寡婦福祉資金貸付金（特別会計）
未収金額：114,373,032円
担当課所：健康福祉部子育て支援課（所管課）
北秋田地域振興局大館福祉環境部・山本地域振興局福祉環境部・
秋田地域振興局福祉環境部・平鹿地域振興局福祉環境部
（貸付審査、債権管理）
- (3) 看護職員修学資金貸付金（一般会計）
未収金額：2,717,618円
担当課所：健康福祉部医務薬事課（貸付審査、債権管理）
- (4) 公的医療機関等設備整備基金貸付金（一般会計）
未収金額：1,939,632円（利子）
担当課所：健康福祉部医務薬事課（貸付審査、債権管理）
※ 元金の未収金は、秋田県公的医療機関等設備整備基金内で管理
- (5) 農業改良資金貸付金（特別会計）
未収金額：13,581,113円
担当課所：農林水産部農業経済課（債権管理）
※ 平成22年10月より貸付事務が（株）日本政策金融公庫に移管
- (6) 農業振興対策資金貸付金（一般会計）
未収金額：4,508,541円
担当課所：農林水産部農業経済課（債権管理）
※ 平成13年度貸付制度廃止
- (7) 林業・木材産業改善資金貸付金（特別会計）
未収金額：55,414,234円
担当課所：8地域振興局農林部（貸付審査）
農林水産部農業経済課（所管課、債権管理）
- (8) 畜産経営自立化資金貸付金（一般会計）
未収金額：242,773円
担当課所：農林水産部畜産振興課（債権管理）
※ 昭和51年度貸付制度廃止
- (9) 中小企業高度化資金貸付金（特別会計）
未収金額：2,802,210,552円
担当課所：産業労働部産業政策課（貸付審査、債権管理）

- (10) 中小企業設備近代化資金貸付金（特別会計）
未収金額：31,219,017円
担当課所：産業労働部産業政策課（債権管理）
※ 平成11年度貸付制度廃止

2 監査対象

平成24年度末現在で一般会計及び特別会計で未収金を計上している上記10貸付金のうち、介護支援資金貸付金、公的医療機関等設備整備基金貸付金を除く8貸付金を所管する本庁5課、地方公所9部及び税外未収金に係る債権管理等を指導している出納局会計課を対象として、監査を実施した。

- 注1： 介護支援資金貸付金については、平成24年度末現在で未収金を計上しているが、平成25年6月21日に全額回収されたため、監査対象から除外した。
- 注2： 公的医療機関等設備整備基金貸付金については、未収に係る債権が措置中（給与債権差押中）のため監査対象から除外した。
- 注3： 林業・木材産業改善資金貸付金については、農業経済課が債権管理を、8地域振興局農林部が貸付審査を実施しており、貸付審査が適正に行われているかを検証するため、平成24年度中に貸付実績があった5地域振興局農林部を監査対象として選定した。

3 監査結果の概要

本庁5課・地方公所9部で所管する8貸付金に係る事務を監査したところ、おおむね適切に実施されていたが、一部において改善・検討を要するものが見受けられた。

なお、着眼点ごとの監査結果は次のとおりである。

(1) 貸付債権の管理体制について

ア 延滞発生時の対応

・情報収集体制は整っているか

債権の保全や回収にあたっては、延滞者の情報を早期に収集し、速やかに対応することが重要であり、滞納発生時に関係機関等から情報を収集できるよう体制を整備しておく必要がある。

監査の結果、延滞発生時に延滞者からの聴取調査のほか、必要に応じて市町村、関係機関から情報を収集しており、情報収集体制はおおむね整っている状況であった。

・債権管理簿の整理等未収金の把握は十分か

延滞債権の適正な管理のため関係課所長は、秋田県財務規則第391条の規定に基づき債権管理簿を整理しておかなければならない。債権管理簿は、延滞者への対応が適切に遺漏なく進められていることを確認するためにも、またその後の意思決定においても重要な資料となることから交渉状況を適宜記載する必要がある。

監査の結果、すべての課所で債権管理簿が作成されていたが、交渉履歴を記載していないところが1課所あった。

(意見)

債権管理簿の記載内容を整理する必要があるもの 1件

イ 督促・催告の状況

・督促状の送付は適切か

延滞となっている債務の履行の告知及び時効の中断のため、秋田県財務規則第380条の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を送付しなければならない。

監査の結果、納期限後20日以内に督促状を送付していないところ

が1課所あった。

(意見)

規則に基づき適切に督促状を送付する必要があるもの 1件

・ **適宜催告を行っているか**

延滞の解消のためには、文書、電話、訪問等により適宜延滞者へ催告することが必要である。

監査の結果、不在や電話に出ないなどにより直接延滞者と交渉してないところが2課所あったほか、一部の延滞者に対し催告そのものを行っていないところが2課所あった。

(意見)

催告の時間帯及び方法について検討する必要があるもの 2件

催告していない延滞者の現況を確認の上、返済交渉を進める必要があるもの 2件

ウ **連帯保証人への催告の状況**

・ **適宜行っているか**

多くの貸付金で、債権の保全や回収のため連帯保証人を置くことを要件としており、借受者と同等の返済義務を有する連帯保証人に適宜催告することは債権を回収する上で有効な手段となる。

監査の結果、連帯保証人への催告状況が不十分なところが1課所あった。

(意見)

連帯保証人への催告を実施する必要があるもの 1件

エ **強制執行等の実施**

・ **適切に行っているか**

督促後、相当期間を経過しても返済が履行されない場合、地方自治法施行令第171条の2の規定に基づき強制執行等の手続きを取らなければならないとされている。

監査の結果、分割返済が継続している等の理由により、強制執行等は行っていなかった。

・ **事務処理手順は明確となっているか**

強制執行等の実施にあたり、事務処理手順を明確にしておく必要がある。

監査の結果、強制執行等の手順等については、債権管理ガイドライン（出納局会計課策定）及び所管課策定の債権管理マニュアルに示されていた。

オ **不納欠損処分等の実施**

・ **適宜行っているか**

債権が法令の規定に基づいて免除された場合、債権につき権利の放棄の議決があった場合、債権につき消滅時効が完成しかつ債務者等が時効を援用し債権が消滅した場合等に該当するときは、秋田県財務規則第389条の規定に基づき不納欠損処分をするものとされている。

監査の結果、不納欠損処分をしたものが3件あった。

(2) 貸付審査等について

ア 借受者の返済能力の確認

・経営分析は適切に行っているか、他債務の確認は十分か

貸付けにあたっては、借受者の経営状況や収入状況を把握するとともに他債務の有無を確認し、返済能力を有するかを審査することが必要である。

監査の結果、他債務の有無については、財務諸表等により確認されていたが、経営状況や収入状況の分析が十分とはいえないところが1課所あった。

(意見)

貸付審査の適否を協議するにあたり、経営分析ができる者を関与させる等の検討をする必要があるもの 1件

イ 外部専門家の意見聴取

・外部専門家の意見を聴取しているか

貸付審査にあたっては、関係業務に携わる者などの外部専門家から広く意見を聴取することが望ましい。

監査の結果、平成24年度中に貸付実績がある3貸付金については、適宜外部関係者から意見を聴取していた。

ウ 連帯保証人の保証能力の確認

・相互保証を行っていないか

債権の保全や回収のため、連帯保証人が保証能力を有しているかを確認することが必要である。また、連帯保証人が相互保証の状況にあれば、自己の借入金に加えて連帯保証人の責務を負うこととなり、お互いに危険性が増加し望ましい状況とはいえない。

監査の結果、平成24年度中に貸付実績がある3貸付金については、所得証明書等により連帯保証人の資力を確認していた。また、相互保証の確認を必要とする1貸付金について、それが適切に行われていた。

エ 担保物権の確認

・貸付額に比し十分な担保が設定されているか

債権の保全や回収のためには、貸付決定にあたり貸付額を上回る担保を徴することが必要である。

監査の結果、平成24年度中に担保設定された2件については、貸付額を上回る資産価値のある資産が担保として設定されていた。

オ その他貸付審査事務

・申請の受付から審査決定まで規程等にのっとり適切か

貸付事務は法令、規則等で取扱いが定められており、規程等にのっとり適切に貸付の決定を行う必要がある。

監査の結果、規程等にのっとり適切に行われていた。

(3) 延滞解消に向けた体制整備について

ア 全庁的な取組は十分か

税外未収金の回収の強化にあたっては、全庁統一的な債権管理を行い情報とノウハウを共有する必要がある。

監査の結果、税外未収金に係る全庁的な取組については、平成20年度から会計課の主導で債権管理委員会を開催し、延滞解消に向けた取組を進めている。

会計課は、同委員会を通じて未収金を所管する担当課と認識を共有するとともに、毎年定期的に未収金整理計画書の提出を求め、その後のヒアリング時に、指導・助言を行っており、債権管理のノウハウの蓄積などに一定の効果が上がっている。

イ 延滞を解消する体制や取組が十分か

延滞を解消するためには、組織的な取組が必要であり、その取組を実施するためには体制を整備しなければならない。また、本庁所管課と地方公所で貸付金に係る事務を実施している場合、本庁所管課で現状を把握し、適切な指導を行うとともに、連絡調整を密にし、効率的な債権回収に図っていく必要がある。

監査の結果、

- ・ 所管課の指導が十分ではないため、地方公所間で統一的な対応が図られていない
- ・ 所管課において具体的な交渉状況を踏まえた上での指導を行っていない
- ・ 業務が複数課所にまたがっており、課所間の調整が十分ではない課所が見受けられた。

(意見)

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 所管課において、指導を充実させる必要があるもの | 1 件 |
| 交渉内容と結果を検証し、効果的な指導を実施する必要があるもの | 1 件 |
| 課所間の役割を見直すなどにより、効率的な債権回収に努める必要があるもの | 1 件 |

ウ 債権管理に関する研修等は充実しているか

人事異動により過去に債権管理に従事した経験のない職員が担当者になるケースが多く、研修等により担当職員のスキルアップを図る必要がある。

監査の結果、多くの課所が債権回収で成果をあげている建築住宅課主催の研修を受講していた。

第3 貸付金別の結果と意見

課所別改善・検討事項一覧は別紙1のとおりである。

また、行政監査の対象に選定した8貸付金についての監査結果は別紙2のとおりである。

第4 要望事項

行政監査の結果を踏まえ、次のとおり要望する。

1 延滞者の現状把握と債権回収に向けた取組の強化について

一部の貸付金において、延滞者に返済交渉を行っていないなど、債権管理が不十分である。

速やかに現状把握を行い、資力に応じて強制執行等を行うことや要件を満たしている場合には不納欠損処分を行うことなどを検討されたい。

2 債権回収体制等の充実について

貸付未収債権の縮減が十分に図られているとはいえないことから、課題分析や未収債権の解消を効率的に行うため、債権管理業務の集約化を検討するほか、事務の効率化を図るため、債権回収の民間委託なども検討されたい。

また、延滞者に対する催告を十分行っていない課所が見受けられることから、事務配分の見直しや研修による職員能力の向上にも努められたい。

課所別改善・検討事項一覧

課所名	貸付金名称	改善・検討を要する事項
健康福祉部 子育て支援課	母子寡婦福祉資金 貸付金	各地域振興局福祉環境部での取扱いが統一されておらず、指導を充実させる必要がある。
		未収金の回収については、各地域振興局福祉環境部の具体的な交渉内容と結果を検証し、効果的な指導に結び付けていく必要がある。
		不在及び電話に出ない等により本人に連絡が取れないケースがあり、催告の時間帯及び方法を検討する必要がある。
		催告していない延滞者の現況を確認の上、交渉を進める必要がある。
山本地域振興局 福祉環境部 (山本福祉事務所)	母子寡婦福祉資金 貸付金	不在及び電話に出ない等により本人に連絡が取れないケースがあり、催告の時間帯及び方法を検討する必要がある。
秋田地域振興局 福祉環境部 (中央福祉事務所)		催告していない延滞者の現況を確認の上、交渉を進める必要がある。
平鹿地域振興局 福祉環境部 (南福祉事務所)		不在及び電話に出ない等により本人に連絡が取れないケースがあり、催告の時間帯及び方法を検討する必要がある。
農林水産部 農林水産部 農林水産部 農林水産部		林業・木材産業 改善資金貸付金
	連帯保証人に交渉している案件が少ないため、今後、現況を確認の上、連帯保証人への催告を進める必要がある。	
	貸付の適否を協議する運営協議会の構成員に経営分析できる者を含める等の検討が必要である。	
	地域振興局農林部との役割を見直すなどにより、効率的な債権回収に努める必要がある。	
農林水産部 畜産振興課	畜産経営自立化 促進資金貸付金	債権管理簿に交渉履歴が記載されていないことから、不備のないよう整理し、適切な債権管理に努める必要がある。
産業労働部 産業政策課	中小企業高度化 資金貸付金	秋田県財務規則に定める納期限後20日以内に督促状を送付していないものがあるので、今後は期限内に督促状を送付すること。
7課所	4貸付金	延べ11件

1 母子寡婦福祉資金貸付金

(1) 貸付金の概要

ア 関係法令等

母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令、母子及び寡婦福祉法施行規則、
秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則

イ 債権の内容

母子家庭・寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している
児童の福祉向上を増進させるための資金を貸付

ウ 貸付実績

(単位：件、円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付件数	374	352	391	381	344
貸付金額	194,221,000	195,333,000	221,249,000	218,624,600	204,658,000

エ 貸付金担当課所

子育て支援課（所管課）

北秋田地域振興局大館福祉環境部・山本地域振興局福祉環境部・秋田地域振興局
福祉環境部・平鹿地域振興局福祉環境部（貸付審査、債権管理）

(2) 未収金の概要

・未収金の推移

(単位：円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
調 定 額	現年度	131,659,777	133,160,285	138,200,252	138,559,234	136,886,401
	過年度	77,600,021	83,880,935	91,210,105	101,279,830	110,404,161
	計	209,259,798	217,041,220	229,410,357	239,839,064	247,290,562
収 入 済 額	現年度	115,808,623	116,778,288	120,263,472	121,250,060	121,388,886
	過年度	9,451,212	9,049,527	7,858,755	8,129,175	10,408,116
	計	125,259,835	125,827,815	128,122,227	129,379,235	131,797,002
不 納 欠 損 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	55,668	1,120,528
	計	0	0	0	55,668	1,120,528
未 収 金 額	現年度	15,851,154	16,381,997	17,936,780	17,309,174	15,497,515
	過年度	68,148,809	74,831,408	83,351,350	93,094,987	98,875,517
	計	83,999,963	91,213,405	101,288,130	110,404,161	114,373,032
収 納 率	現年度	88.0%	87.7%	87.0%	87.5%	88.7%
	過年度	12.2%	10.8%	8.6%	8.0%	9.4%
	計	59.9%	58.0%	55.8%	53.9%	53.3%

未収金額は年々増加している状況である。

当該貸付金制度は、基本的には資金が不足している母子家庭に貸付をし、子の就

職等による収入の増加により返済するといったスキームであるが、リーマンショック等による経済情勢の悪化や制度改正による保証人要件の緩和に伴い、未収金が増加したと考えられる。

(3) 行政監査の結果

ア 貸付債権の管理体制について

(ア) 延滞発生時の対応

貸付金の債権管理は、地域振興局福祉環境部が行っており、各福祉環境部とも借受者に対する訪問等のほか、市町村担当者から情報を収集することにより、債権管理簿を整理するとともに延滞者の現状を把握している。

(イ) 督促・催告の状況

延滞者への催告は、各福祉環境部とも償還指導員等を中心に実施しているが、不在及び電話に出ない等により本人と連絡がとれず、延滞者と交渉できなかったり、一部の延滞者に対して催告そのものを行っていない福祉環境部もある。

(ロ) 連帯保証人への催告の状況

平成24年度末の延滞者445人中、67人に係る連帯保証人に催告しており、そのうち13人に係る連帯保証人から一部返済があった。

(ハ) 強制執行等の実施

強制執行等の事例はなかった。

(ニ) 不納欠損処分等の実施

2件の不納欠損処分が行われていた。

イ 貸付審査等について

(ア) 借受者の返済能力の確認

所得証明書、生活収支計画書等により収入状況を確認するとともに、面談により他債務の現況を確認している。

(イ) 外部専門家からの意見聴取

市の担当者から意見を聴取し、貸付決定している。

(ロ) 連帯保証人の保証能力の確認

定職に従事し、償還金の返済能力があることを要件としており、所得証明書で確認している。

ウ 延滞解消に向けた体制整備について

貸付及び債権管理の業務は地域振興局福祉環境部が行っている。

子育て支援課は、関係法令等の解釈や償還指導を行っているほか、福祉環境部からの要請により職員が催告に同行しているが、違約金の徴収事務について、各福祉環境部の取扱が統一されておらず、指導が不十分である。また、子育て支援課は、金額ベースで債権管理をしているが、具体的な交渉状況を踏まえた上での指導は行っていない。

【 意 見 】

- ・ 不在及び電話に出ない等により本人に連絡が取れないケースがあり、催告の時間帯及び方法を検討する必要がある。
(平鹿地域振興局福祉環境部、山本地域振興局福祉環境部)
- ・ 催告していない延滞者の現況を確認の上、交渉を進める必要がある。
(秋田地域振興局福祉環境部)
- ・ 各地域振興局福祉環境部での取扱いが統一されておらず、指導を充実させる必要がある。(子育て支援課)
- ・ 未収金の回収については、各地域振興局福祉環境部の具体的な交渉内容と結果を検証し、効果的な指導に結び付けていくことが必要である。(子育て支援課)

2 秋田県看護職員修学資金貸付金

(1) 貸付金の概要

ア 関係法令等

秋田県修学資金貸与条例、秋田県修学資金貸与条例施行規則

イ 債権の内容

看護職員養成施設に在学する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、これらの者の修学を容易にするとともに、県内の看護職員の充足を図ることを目的として貸付

ウ 貸付実績

(単位：件、円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付件数	85	68	62	59	61
貸付金額	34,116,000	27,332,000	24,912,000	24,216,000	25,920,000

エ 貸付金担当課所

医務薬事課

(2) 未収金の概要

・未収金の推移

(単位：円)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調 定 額	現年度	26,264,623	25,375,195	22,025,517	24,005,296	21,493,498
	過年度	3,375,234	2,695,618	2,839,618	2,949,618	3,143,118
	計	29,639,857	28,070,813	24,865,135	26,954,914	24,636,616
収 入 済 額	現年度	26,013,005	24,823,195	21,567,517	23,293,796	21,453,498
	過年度	931,234	408,000	348,000	518,000	465,500
	計	26,944,239	25,231,195	21,915,517	23,811,796	21,918,998
不納欠損額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 金 額	現年度	251,618	552,000	458,000	711,500	40,000
	過年度	2,444,000	2,287,618	2,491,618	2,431,618	2,677,618
	計	2,695,618	2,839,618	2,949,618	3,143,118	2,717,618
収 納 率	現年度	99.0%	97.8%	97.9%	97.0%	99.8%
	過年度	27.6%	15.1%	12.3%	17.6%	14.8%
	計	90.9%	89.9%	88.1%	88.3%	89.0%

未収金額は微増の傾向にあったが、平成 24 年度は新規発生額が少額であったことにより前年より 14% 減となった。本貸付金は、将来県内において看護職の業務に従事しようとする看護職員養成施設に修学するものに対して修学資金を貸与するもので、一定の要件を満たせば返還は免除されるが、同施設を中途退学した場合、

県内の病院等で看護職の業務に従事しなかった場合等は、返還の義務が生じるものである。

(3) 行政監査の結果

ア 貸付債権の管理体制について

(ア) 延滞発生時の対応

借受人及び連帯保証人に対し電話等で現況確認をしていた。

また、債権管理簿は交渉等の都度、記載整理されている。

(イ) 督促・催告の状況

電話、文書で催告を行っているが、延滞者を訪問しての催告は行っていない。

(ロ) 連帯保証人への催告の状況

平成24年度末延滞者7人中、5人に係る連帯保証人に催告しており、そのうち1人に係る連帯保証人から一部返済があった。

(ハ) 強制執行等の実施

強制執行等の事例はなかった。

(ニ) 不納欠損処分等の実施

不納欠損処分等の事例はなかった。

イ 貸付審査等について

(ア) 借受者の返済能力の確認

借受申請者は学生であり、父母やその同居親族の所得証明書で確認している。

(イ) 外部専門家からの意見聴取

看護職員養成施設の推薦に基づき貸付決定している。

(ロ) 連帯保証人の保証能力の確認

所得証明書で連帯保証人の資力を確認している。

※ 本貸付金の事務は医務薬事課単独で実施しており、組織的な対応の必要性がないため、体制整備に係る項目は監査しなかった。

【 意 見 】

特になし

3 農業改良資金貸付金

(1) 貸付金の概要

ア 関係法令等

農業改良資金助成法、秋田県農業改良資金貸付要綱、秋田県農業改良資金事務取扱要領

イ 債権の内容

農業者が農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、その実施に必要な資金を貸付

ウ 貸付実績

(単位：件、円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付件数	9	0	2	—	—
貸付金額	41,532,000	0	2,430,000	—	—

※ 平成 22 年 10 月より貸付事務が(株)日本政策金融公庫に移管

エ 貸付金担当課所

農業経済課

(2) 未収金の概要

・未収金の推移

(単位：円)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調 定 額	現年度	2,575,000	1,083,000	0	0	5,290,922
	過年度	11,654,191	13,413,191	9,516,191	9,044,191	8,657,191
	計	14,229,191	14,496,191	9,516,191	9,044,191	13,948,113
収 入 済 額	現年度	0	0	0	0	60,000
	過年度	816,000	4,980,000	472,000	387,000	307,000
	計	816,000	4,980,000	472,000	387,000	367,000
不 納 欠 損 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 金 額	現年度	2,575,000	1,083,000	0	0	5,230,922
	過年度	10,838,191	8,433,191	9,044,191	8,657,191	8,350,191
	計	13,413,191	9,516,191	9,044,191	8,657,191	13,581,113
収 納 率	現年度	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%
	過年度	7.0%	37.1%	5.0%	4.3%	3.5%
	計	5.7%	34.4%	5.0%	4.3%	2.6%

新規未収金の発生額の減少により、未収金は近年減少傾向にあったが、元金完済に伴う違約金の確定により、平成 24 年度末の未収金は前年から増加している。当

該貸付金は無利子であるが、支払期日まで償還金を支払わなかった場合には、農業改良資金助成法で年12.25%の違約金を徴収する旨規定されており、延滞期間が長くなれば多額の違約金が発生することとなる。

(3) 行政監査の結果

ア 貸付債権の管理体制について

(ア) 延滞発生時の対応

農業協同組合と地域振興局農林部で借受者を訪問し、現況を確認している。

また、債権管理簿は交渉等の都度、記載整理されている。

(イ) 督促・催告の状況

延滞者に対し文書あるいは訪問により催告しており、平成24年度末延滞者7人中3人から一部返済があった。

(ロ) 連帯保証人への催告の状況

平成24年度末延滞者7人中、4人に係る連帯保証人に催告しており、そのうち2人に係る連帯保証人から一部返済があった。

(ハ) 強制執行等の実施

強制執行等の事例はなかった。

(ニ) 不納欠損処分等の実施

不納欠損処分等の事例はなかった。

イ 延滞解消に向けた体制整備について

農業経済課が地域振興局農林部と連携して延滞の解消に努めていた。

※ 貸付事務が(株)日本政策金融公庫に移管されているため、貸付審査に係る項目は監査しなかった。

【 意 見 】

特になし

4 農業振興対策資金貸付金

(1) 貸付金の概要

ア 関係法令等

秋田県農業振興対策基金条例、秋田県農業振興対策資金貸付規則、秋田県農業振興対策資金貸付要綱

イ 債権の内容

地域農業の担い手の経営改善を支援する目的で、昭和45年に県単独で農業振興対策基金を設置し、当該基金から融資機関(秋田県信用農業協同組合連合会(当時))に転貸して借入者に貸付

ウ 貸付実績

(単位：件、円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
貸付件数	—	—	—	—	—
貸付金額	—	—	—	—	—

※ 平成13年度貸付制度廃止

エ 貸付金担当課所

農業経済課

(2) 未収金の概要

・未収金の推移

(単位：円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
調 定 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	5,211,498	5,091,498	4,688,541	4,628,541	4,568,541
	計	5,211,498	5,091,498	4,688,541	4,628,541	4,568,541
収 入 済 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	120,000	402,957	60,000	60,000	60,000
	計	120,000	402,957	60,000	60,000	60,000
不 納 欠 損 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 金 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	5,091,498	4,688,541	4,628,541	4,568,541	4,508,541
	計	5,091,498	4,688,541	4,628,541	4,568,541	4,508,541
収 納 率	現年度	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	過年度	2.3%	7.9%	1.3%	1.3%	1.3%
	計	2.3%	7.9%	1.3%	1.3%	1.3%

平成13年度に貸付制度が廃止されており、新規の未収金の発生はなく、一部返済により未収金額は年々減少しており、平成24年度末の延滞者は2名である。

(3) 行政監査の結果

ア 貸付債権の管理体制について

分割返済中の連帯保証人に対し電話及び訪問等により連絡をとり、償還計画に基づいた返済を継続させている。

また、債権管理簿は交渉等の都度、記載整理されている。

※ 貸付制度が既に廃止されており、平成24年度末の延滞者は2名で組織的な対応の必要性がないため、貸付審査及び体制整備に係る項目は監査しなかった。

【 意 見 】

特になし

5 林業・木材産業改善資金貸付金

(1) 貸付金の概要

ア 関係法令等

林業・木材産業改善資金助成法、秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則、秋田県林業・木材産業改善資金貸付要綱

イ 債権の内容

林業経営者等の林業経営又は木材産業経営の健全な発展・林業生産力の増大及び従事者の福祉の向上に資することを目的とした無利子の貸付

ウ 貸付実績

(単位：件、円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付件数	3	6	4	0	5
貸付金額	68,835,000	72,200,000	60,808,000	0	53,569,000

エ 貸付金担当課所

農業経済課（債権管理）、地域振興局農林部（貸付審査）

(2) 未収金の概要

・未収金の推移

(単位：円)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調 定 額	現年度	55,268,235	53,163,000	57,564,000	62,779,000	43,966,000
	過年度	68,305,045	67,020,783	64,258,353	56,028,833	57,353,286
	計	123,573,280	120,183,783	121,822,353	118,807,833	101,319,286
収 入 済 額	現年度	55,068,235	51,168,000	57,564,000	60,784,000	41,971,000
	過年度	1,484,262	1,050,480	4,416,049	670,547	2,786,218
	計	56,552,497	52,218,480	61,980,049	61,454,547	44,757,218
不納欠損額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	0	3,706,950	3,813,471	0	1,147,834
	計	0	3,706,950	3,813,471	0	1,147,834
未 収 金 額	現年度	200,000	1,995,000	0	1,995,000	1,995,000
	過年度	66,820,783	62,263,353	56,028,833	55,358,286	53,419,234
	計	67,020,783	64,258,353	56,028,833	57,353,286	55,414,234
収 納 率	現年度	99.6%	96.2%	100.0%	96.8%	95.5%
	過年度	2.2%	1.6%	6.9%	1.2%	4.9%
	計	45.8%	43.4%	50.9%	51.7%	44.2%

未収金額は不納欠損処分の実施等により減少の傾向にあったが、借受者の事業失敗により新規の未収金が発生しており、横ばいの状況となっている。

(3) 行政監査の結果

ア 貸付債権の管理体制について

(7) 延滞発生時の対応

森林組合から借受者の情報を収集するとともに、地域振興局農林部においても借受者を訪問し現況を確認している。

また、債権管理簿は交渉等の都度、記載整理されている。

(イ) 督促・催告の状況

平成24年度末延滞者30人中17人に対して催告をしていない。

(ロ) 連帯保証人への催告の状況

連帯保証人への催告は1件にとどまっている。

(ハ) 強制執行等の実施

強制執行等の事例はなかった。

(ニ) 不納欠損処分等の実施

1件の不納欠損処分が行われていた。

イ 貸付審査等について

(7) 借受者の返済能力の確認

申請日直近の財務諸表等により経営状況、他債務の現況を確認している。ただし、専門的な観点からの経営状況の分析はなされていない。

(イ) 外部専門家からの意見聴取

貸付の適否を協議する運営協議会の構成員には、森林組合、素材生産協同組合、木材協同組合等の関係者も含まれており、外部からの意見も聴取している。

(ロ) 連帯保証人の保証能力の確認

所得証明書等で連帯保証人の資力を確認しているほか、聴取により相互保証の有無も確認している。

(ハ) 担保物権の確認

市町村固定資産税評価額により担保物権が貸付額を上回る資産価値を有していることを確認している。

ウ 延滞解消に向けた体制整備について

農業経済課と地域振興局農林部がそれぞれの分担に基づき債権管理事務を行っているが、連絡調整が十分に図られていない。

※ 次のような問題が存在しており、効率的な事務執行とはなっていない。

- ・ 収納確認は農業経済課の業務となっており、催告の業務を行う地域振興局農林部が独自に収納状況を確認することができない。
- ・ 債権管理（債権管理簿整理）は農業経済課で行っており、過去の交渉履歴が実際交渉を行っている地域振興局農林部には蓄積されない。

【 意 見 】

- ・ 催告していない延滞者の現況を確認の上、交渉を進める必要がある。
(農業経済課)
- ・ 連帯保証人に交渉している案件が少ないため、今後、現況を確認の上、連帯保証人への催告を進める必要がある。(農業経済課)
- ・ 貸付の適否を協議する運営協議会の構成員に経営分析できる者を含める等の検討が必要である。(農業経済課)
- ・ 地域振興局農林部との役割を見直すなどにより、効率的な債権回収に努める必要がある。(農業経済課)

6 畜産経営自立化資金貸付金

(1) 貸付金の概要

ア 関係法令等

秋田県畜産経営自立化促進基金条例、秋田県畜産経営自立化促進資金貸付要領、秋田県畜産経営自立化促進資金事務取扱要領

イ 債権の内容

経営の合理化や規模拡大に必要な資金を県が畜産経営の自立を目指す畜産農家に貸付

ウ 貸付実績

(単位：件、円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付件数	—	—	—	—	—
貸付金額	—	—	—	—	—

※ 昭和 5 1 年度貸付制度廃止

エ 貸付金担当課所

畜産振興課

(2) 未収金の概要

・未収金の推移

(単位：円)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調 定 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	1,343,434	1,339,434	1,337,434	609,780	248,773
	計	1,343,434	1,339,434	1,337,434	609,780	248,773
収 入 済 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	4,000	2,000	310,774	361,007	6,000
	計	4,000	2,000	310,774	361,007	6,000
不 納 欠 損 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	416,880	0	0
	計	0	0	416,880	0	0
未 収 金 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	1,339,434	1,337,434	609,780	248,773	242,773
	計	1,339,434	1,337,434	609,780	248,773	242,773
収 納 率	現年度	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	過年度	0.3%	0.1%	23.2%	59.2%	2.4%
	計	0.3%	0.1%	23.2%	59.2%	2.4%

昭和 5 1 年度に貸付制度が廃止されており、新規の未収金の発生はなく、返済及び不納欠損処分により未収金額は減少している。平成 2 4 年度末の延滞者は 1 名である。

(3) 行政監査の結果

ア 貸付債権の管理体制について

年2回訪問し催告しており、少額ではあるが返済を継続させている。ただし、債権管理簿には交渉履歴が記載されていない。

※ 貸付制度が廃止されており、平成24年度末の延滞者は1名で組織的な対応の必要性がないため、貸付審査及び体制整備に係る項目は監査しなかった。

【 意 見 】

債権管理簿に交渉履歴が記載されていないことから、不備のないよう整理し、適切な債権管理に努める必要がある。(畜産振興課)

7 中小企業高度化資金貸付金

(1) 貸付金の概要

ア 関係法令等

独立行政法人中小企業基盤整備機構法、秋田県中小企業高度化資金貸付要綱

イ 債権の内容

中小企業の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的として、中小企業の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業に必要な資金を貸付

ウ 貸付実績

(単位：件、円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付件数	1	1	2	0	0
貸付金額	525,000	1,795,000	5,127,000	0	0

エ 貸付金担当課所

産業政策課

(2) 未収金の概要

・未収金の推移

(単位：円)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調 定 額	現年度	221,856,459	223,760,109	223,561,878	93,601,884	87,808,585
	過年度	2,431,798,444	2,572,881,322	2,714,404,188	2,814,184,384	2,799,642,766
	計	2,653,654,903	2,796,641,431	2,937,966,066	2,907,786,268	2,887,451,351
収 入 済 額	現年度	19,305,000	17,497,000	17,105,000	15,214,006	16,214,006
	過年度	61,468,581	64,740,243	106,676,682	92,929,496	69,026,793
	計	80,773,581	82,237,243	123,781,682	108,143,502	85,240,799
不納欠損額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 金 額	現年度	202,551,459	206,263,109	206,456,878	78,387,878	71,594,579
	過年度	2,370,329,863	2,508,141,079	2,607,727,506	2,721,254,888	2,730,615,973
	計	2,572,881,322	2,714,404,188	2,814,184,384	2,799,642,766	2,802,210,552
収 納 率	現年度	8.7%	7.8%	7.7%	16.3%	18.5%
	過年度	2.5%	2.5%	3.9%	3.3%	2.5%
	計	3.0%	2.9%	4.2%	3.7%	3.0%

2億円程度あった未収金の新規発生額が7～8千万円程度と減少したが、大口の延滞者からの返済額の落込みもあり、未収金額は28億円を前後している。

(3) 行政監査の結果

ア 貸付債権の管理体制について

(7) 延滞発生時の対応

延滞者を早期に訪問し現況調査を行っているほか、定期的な訪問により情報を収集している。

また、債権管理簿は交渉等の都度、記載整理されている。

(イ) 督促・催告の状況

文書、訪問により催告を行っており、平成24年度末延滞者34人中27人から一部返済があった。ただし、納期限後20日以内に送付しなければならない督促状を期限内に送付していないものがあった。

(ウ) 連帯保証人への催告の状況

平成24年度末延滞者34人中、5人に係る連帯保証人に催告しており、その全員から一部返済があった。

(エ) 強制執行等の実施

強制執行等の事例はなかった。

(オ) 不納欠損処分等の実施

不納欠損処分等の事例はなかった。

※ 平成23年度より貸付実績がなく債権管理業務も産業政策課単独で実施しており、組織的な対応の必要性がないため、貸付審査及び体制整備に係る項目は監査しなかった。

【 意 見 】

秋田県財務規則に定める納期限後20日以内に督促状を送付していないものがあるので、今後は期限内に督促状を送付すること。(産業政策課)

8 中小企業設備近代化資金貸付金

(1) 貸付金の概要

ア 関係法令等

中小企業近代化資金等助成法、秋田県中小企業設備近代化資金貸付要綱

イ 債権の内容

保有する老朽化した設備の近代化を促進するため、信用力や資金調達力の乏しい中小企業者に対して、設備の設置に必要な資金を貸付

ウ 貸付実績

(単位：件、円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付件数	—	—	—	—	—
貸付金額	—	—	—	—	—

※ 平成 1 1 年度貸付制度廃止

エ 貸付金担当課所

産業政策課

(2) 未収金の概要

・未収金の推移

(単位：円)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
調 定 額	現年度	0	0	0	0	129,972
	過年度	38,206,566	36,978,566	35,755,172	34,529,422	33,342,695
	計	38,206,566	36,978,566	35,755,172	34,529,422	33,472,667
収 入 済 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	1,228,000	1,223,394	1,225,750	1,186,727	2,253,650
	計	1,228,000	1,223,394	1,225,750	1,186,727	2,253,650
不 納 欠 損 額	現年度	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未 収 金 額	現年度	0	0	0	0	129,972
	過年度	36,978,566	35,755,172	34,529,422	33,342,695	31,089,045
	計	36,978,566	35,755,172	34,529,422	33,342,695	31,219,017
収 納 率	現年度	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	過年度	3.2%	3.3%	3.4%	3.4%	6.8%
	計	3.2%	3.3%	3.4%	3.4%	6.7%

平成 1 1 年度に貸付制度が廃止されており、毎年の返済により未収金が減少している。

(3) 行政監査の結果

ア 貸付債権の管理体制について

(7) 延滞発生時の対応

電話及び訪問等により借受者の現況を確認している。

また、債権管理簿は交渉等の都度、記載整理している。

(4) 督促・催告の状況

文書、電話、訪問により催告を行っており、平成24年度末延滞者13人中7人から一部返済があった。

(5) 連帯保証人への催告の状況

平成24年度末延滞者13人中、4人に係る連帯保証人に催告し、その全員から一部返済があった。

(6) 強制執行等の実施

強制執行等の事例はなかった。

(7) 不納欠損処分等の実施

不納欠損処分等の事例はなかった。

※ 平成11年度で新規貸付は終了し債権管理業務も産業政策課単独で実施しており、組織的な対応の必要性がないため、貸付審査及び体制整備に係る項目は監査しなかった。

【 意 見 】

特になし